

# 新発田市社会教育関係団体認定の申請手続きについて

新発田市では、市内で活動している文化、芸術、スポーツ、地域活動等を行っている団体に対して、継続的な活動を支援し、**当市の社会教育の振興を図ることを目的に**、社会教育関係団体の認定手続きを行っています。

## **■ 認定要件**

- (1)団体構成員数が5人以上であり、かつ、責任者として成人者を含んでいること。ただし、家族のみでの構成は団体として認められません
- (2)会則又は規約等を有すること
- (3)団体意思を決定し、及び執行し、団体を代表する機構又は機関を有すること
- (4)自ら経理し、監査する等の機構を有すること
- (5)団体活動の本拠としての事務所を市内に有すること ※申請者及び連絡先は市外の方でも構いません。
- (6)社会教育の振興に寄与するものと認められる団体であること
- (7)政治活動、宗教活動及び営利事業を目的とする団体ではないこと

## **■ 申請手続き**

### (1)申請書類

- ・新発田市社会教育関係団体認定申請書(様式第1号)
- ・添付書類(名簿、会則又は規約、予算書・決算書、事業計画・事業報告) ※総会資料も可

### (2)申請受付場所

- ① 生涯学習課(中央町5-8-47 生涯学習センター内 ☎26-7191)
- ② 豊浦地区公民館(乙次26-2 ☎22-2081)
- ③ 紫雲寺地区公民館(稻荷岡2371 ☎41-2291)
- ④ 加治川地区公民館(住田501 ☎33-2433)
- ⑤ 市民文化会館(中央町4-11-7 ☎26-1576)

※①～⑤は平日の午前9時～午後5時までの受付です。

### ⑥ 電子申請システムからの申請 ※同封別紙をご覧ください。

### (3)申請手続き期間

申請に基づいて審査を行い、認定した団体に「新発田市社会教育関係団体認定通知書」を郵送でお送りします。※3月下旬頃を予定

### (4)認定有効期間

2ヶ年(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

### (5)その他

ご提出いただいた情報は市教育委員会で厳重に保管し、生涯学習課からの案内(新規会員募集・社会教育関係団体更新・講座開催情報提供等)以外には利用しません。

**担当／新発田市教育委員会 生涯学習課生涯学習推進係 ☎0254-26-7191**

## ■ 減免対象施設

下記の施設を5割減免の使用料でご利用いただけます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

### 【文化施設等】

施設名	住所	電話番号	問い合わせ先
豊浦地区公民館	乙次26-2	22-2081	同 左
紫雲寺地区公民館	稻荷岡2371	41-2291	同 左
加治川地区公民館	住田501	33-2433	同 左
生涯学習センター	中央町5-8-47	26-7191	同 左
市民文化会館	中央町4-11-7	26-1576	同 左
アクティブ交流センター	中央町3-13-3	22-1254	同 左
隣保館	住吉町2-3-28	26-5984	同 左
イクネスしばた	諏訪町1-2-12	28-9950	同 左
市役所市民交流施設	中央町3-3-3	28-9540	総務課 総務係
金蘭荘	五十公野4475-3	22-8791	同 左

### 【体育施設(主なもの)】

施設名	住所	電話番号	問い合わせ先
カルチャーセンター	本町4-16-83	23-3050	同 左
サン・ビレッジしばた	五十公野6080	23-8670	同 左
五十公野陸上競技場	五十公野5724	22-5244	同 左
五十公野野球場	五十公野4636	22-5244	同 左

### 【文化財】

施設名	住所	電話番号	問い合わせ先
五十公野御茶屋	五十公野4926	22-9361	文化行政課(22-9534)

### 【その他】

施設名	開放校	問い合わせ先
学校開放(音楽室、合 同学習室等特別教室)	外ヶ輪小学校、御免町小学校、 猿橋小学校	生涯学習課 (生涯学習センター内) (26-7191)